

NSD健保公告280号

令和5年4月3日

組合員 各位

NSD健康保険組合

理事長 小松 昭隆

NSD健康保険組合規約の一部変更について

令和5年4月1日付で当組合規約の一部を下記のように変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項により公告いたします。

記

1. 変更理由

令和5年4月1日付でTrigger株式会社が当組合への編入を希望しているため、新たな事業所として編入させることとする。

2. 変更内容

第4条中の「ウィナーデジタル株式会社 東京都千代田区」の次に「Trigger株式会社 東京都千代田区」を加える。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

以上